

平成30年第3回大仙市議会定例会会議録第3号

平成30年9月7日（金曜日）

議事日程第3号

平成30年9月7日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 議案の訂正について（議案第89号）

第 3 議案第83号 大仙市大曲都市計画事業大曲駅前第二地区土地区画整理事業の
施行規程に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第 4 議案第84号 大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第 5 議案第85号 大仙市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定
について (質疑・委員会付託)

第 6 議案第86号 字の区域の変更について (質疑・委員会付託)

第 7 議案第87号 大仙美郷環境事業組合の解散について (質疑・委員会付託)

第 8 議案第88号 大仙美郷環境事業組合規約の一部変更について
(質疑・委員会付託)

第 9 議案第89号 大仙美郷環境事業組合の解散に伴う財産処分について
(質疑・委員会付託)

第10 議案第90号 大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び大曲
仙北広域市町村圏組合規約の一部変更について
(質疑・委員会付託)

第11 議案第91号 損害賠償の額を定めることについて (質疑・委員会付託)

第12 議案第92号 損害賠償の額を定めることについて (質疑・委員会付託)

第13 議案第93号 平成30年度大仙市一般会計補正予算（第4号）
(質疑・委員会付託)

- 第 1 4 議案第 9 4 号 平成 3 0 年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 1 5 議案第 9 5 号 平成 3 0 年度大仙市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 1 6 決算特別委員会の設置について
- 第 1 7 決算特別委員会委員長、副委員長の選任について
- 第 1 8 議案第 9 6 号 平成 2 9 年度大仙市一般会計歳入歳出決算の認定について
（質疑・委員会付託）
- 第 1 9 議案第 9 7 号 平成 2 9 年度大仙市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 0 議案第 9 8 号 平成 2 9 年度大仙市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 1 議案第 9 9 号 平成 2 9 年度大仙市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 2 議案第 1 0 0 号 平成 2 9 年度大仙市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認
定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 3 議案第 1 0 1 号 平成 2 9 年度大仙市奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて（質疑・委員会付託）
- 第 2 4 議案第 1 0 2 号 平成 2 9 年度大仙市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 5 議案第 1 0 3 号 平成 2 9 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳
入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 6 議案第 1 0 4 号 平成 2 9 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入
歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 7 議案第 1 0 5 号 平成 2 9 年度大仙市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 8 議案第 1 0 6 号 平成 2 9 年度大仙市スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認
定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 9 議案第 1 0 7 号 平成 2 9 年度大仙市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の
認定について（質疑・委員会付託）

第 3 0	議案第 1 0 8 号	平成 2 9 年度大仙市内小友財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
第 3 1	議案第 1 0 9 号	平成 2 9 年度大仙市大川西根財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
第 3 2	議案第 1 1 0 号	平成 2 9 年度大仙市荒川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
第 3 3	議案第 1 1 1 号	平成 2 9 年度大仙市峰吉川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
第 3 4	議案第 1 1 2 号	平成 2 9 年度大仙市船岡財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
第 3 5	議案第 1 1 3 号	平成 2 9 年度大仙市淀川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
第 3 6	議案第 1 1 4 号	平成 2 9 年度市立大曲病院事業会計決算の認定について (質疑・委員会付託)
第 3 7	議案第 1 1 5 号	平成 2 9 年度大仙市上水道事業会計決算の認定について (質疑・委員会付託)
第 3 8	議案第 1 1 6 号	平成 2 9 年度大仙市簡易水道事業会計決算の認定について (質疑・委員会付託)
第 3 9	請願第 8 号	西・沼ノ上・川原集落会館建設の助成金に関する請願書 (委員会付託)
第 4 0	陳情第 9 号	臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書 (委員会付託)
第 4 1	陳情第 1 0 号	地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める陳情書 (委員会付託)
第 4 2	陳情第 1 1 号	二ツ屋原野線の道路改良についての陳情 (委員会付託)
第 4 3	陳情第 1 2 号	消費税 1 0 % への引き上げ反対を国に求める意見書採択の陳情 (委員会付託)

出席議員（26人）

1 番 高 橋 幸 晴

2 番 小笠原 昌 作

3 番 三 浦 常 男

4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 挽 野 利 恵	6 番 秩 父 博 樹
7 番 石 塚 柏	8 番 富 岡 喜 芳	10 番 藤 田 和 久
11 番 佐 藤 文 子	12 番 小 山 緑 郎	13 番 小 松 栄 治
14 番 後 藤 健	15 番 佐 藤 育 男	16 番 古 谷 武 美
17 番 児 玉 裕 一	18 番 佐 藤 芳 雄	19 番 高 橋 徳 久
20 番 橋 本 五 郎	21 番 渡 邊 秀 俊	22 番 佐 藤 清 吉
23 番 金 谷 道 男	24 番 大 山 利 吉	25 番 鎌 田 正
26 番 高 橋 敏 英	27 番 橋 村 誠	

欠席議員（2人）

9 番 本 間 輝 男

28 番 茂 木 隆

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市 長	老 松 博 行	副 市 長	佐 藤 芳 彦
副 市 長	西 山 光 博	教 育 長	吉 川 正 一
代表監査委員	福 原 堅 悦	上下水道事業者 管 理 者	今 野 功 成
総 務 部 長	舩 谷 祐 幸	企 画 部 長	五十嵐 秀 美
市 民 部 長	佐 川 浩 資	健康福祉部長	加 藤 実
農 林 部 長	福 田 浩	経 済 産 業 部 長	高 橋 正 人
建 設 部 長	古 屋 利 彦	災害復旧事務所長	進 藤 孝 雄
病 院 事 務 長	富 樫 公 誠	教 育 指 導 部 長	高 野 一 志
生涯学習部長	安 達 成 年	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	福 原 勝 人

議会事務局職員出席者

局 長	加 藤 博 勝	参 事	齋 藤 孝 文
参 事	進 藤 稔 剛	主 幹	富 樫 康 隆
主 席 主 査	佐 藤 和 人		

午前 10 時 00 分 開 議

○副議長（高橋幸晴） おはようございます。

議長が所用で欠席のため、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、副議長の私が代わって議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は、9 番本間輝男君、28 番茂木隆君であります。

○副議長（高橋幸晴） 本日の議事は、議事日程第 3 号をもって進めます。

○副議長（高橋幸晴） 日程第 1、本会議第 2 日に引き続き、一般質問を行います。

21 番渡邊秀俊君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（高橋幸晴） 21 番。

【21 番 渡邊秀俊議員 登壇】

○副議長（高橋幸晴） はじめに、1 番の項目について質問を許します。

○21 番（渡邊秀俊） おはようございます。地震、かみなり、火事、親父と申しますけれども、親父の権威は段々落ちておりますけれども、地震の力はますます大きくなっております。ここ数年、日本の国で大災害が起こっておりますけれども、今回の地震を最後に、これ以降、穏やかな年になってもらえればと思います。

災害は人知の及ばないところで起きますけれども、今回の質問については、皆さんの英知を結集すれば、すぐできることですので、よろしくお願いします。

はじめに、学校の教育現場について質問いたします。

最近、立て続けに、それも校長先生を退職した教員から「我々の職場はブラック企業であり、若い人が意欲を失わずに働ける環境づくりのためにどうにかしてほしい」という声が寄せられました。教職という仕事に未来を切り開く大きな理想と情熱を抱き、就職を希望する者が後を絶たない現状ですけれども、段々と子供の数が少なくなっている今では、大変な狭き門になっております。

私の周りでも受験生は、頭が痛くなるほど勉強しないと合格できないし、あるいは採用の望みを抱きながらも何年も講師勤めをして、結果、別の道に入る人も見られるよう

になりました。

そんな中で、冒頭に申し上げたように、自分の職場を自虐的に「私どもの職場はブラック企業です」と言われる状況は、教育委員会としては、なにがしかの行動を起こさなければならないときと考えます。その要因に、部活動の運営と書類作成に多くの時間が取られているからと言われます。

部活動に関しては、今もいろいろな試みがなされ、徐々にではありますけれども改善されてきていると聞きます。しかし、もう片方の書類作成に時間がかかりすぎるという点について、その考え方を示してほしいと思います。

2013年、OECD（経済協力開発機構）の調査によると、日本の中学校教員が1週間に働く時間が54時間、ほかの欧米諸国の40時間に対して1.4倍となっている調査報告があります。授業時間は、ほかの国より短いとのこと。

必要性に欠ける会議、長すぎる会議、不要と思われる書類作成、大仙が一番働きやすいと言われる環境づくりに、どう取り組むのか、現状の把握と改善点について伺います。

次に、教科書の選定について伺います。

ずっと前に、これは協和の時代ですけれども、北海道の斜里町を視察しました。文化施設の運営方法について行ったわけですが、その際、その文化施設のホールに複数の会社の教科書が展示されているのを見て、教科書を手にしなくなって久しい私どもにしては大変新鮮に覚えた覚えがあります。

教科書を作る会社の方から、秋田県ではずっと長い間、同じ会社の教科書を慣例的に採用しており、ほかの県と比較しても際立っているとの指摘を受けたことがあります。教科書の選定、採用は、市町村の教育委員会に委ねられていると聞きます。現状はどうなっているのか伺います。

続いて、毎年増大する子供の数に対応するため、施設整備に、あるいは教育体制の拡充に迫られる時代が、ついこの間のように思われますが、残念ながら今では少なくなっていく子供たちを取り巻く環境、社会教育環境はどうあるべきかを考えるときになってしまいました。

市政懇談会においても、複式学級の解消やクラブ活動の充実を考えると、学校の再編成が必要なのではないかという意見が出されるようになっております。住民の意見がまとまったら、PTAの意見を尊重するという気持ちもわからないではありませんけれども、そろそろ教育委員会が先導して、5年後、10年後の小学校、中学校の教育環境

はどうあるべきかを、そのためにどうするべきかを地域住民にしっかりと示すべきときではないかと思います。これについての考えを伺います。

○副議長（高橋幸晴） 1 番の項目に対する答弁を求めます。吉川教育長。

【吉川教育長 登壇】

○教育長（吉川正一） 渡邊秀俊議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、教職員の労働時間削減のための報告関係書類の見直しについてであります。例えば、学校が報告する文書のうち、市教育委員会で把握している内容については、あらかじめ入力したり、調査項目が類似している内容は削除したりしております。また、毎年提出が義務付けられている書類については、ファイルやその様式をサーバ等で一括管理し、担当が変わっても共有化できるようなシステムを進めて負担軽減に努めているところであります。

市教育委員会としましては、昨年度より、校長や部活動担当者等を委員とする業務改善推進連絡協議会を立ち上げ、各委員からは、業務改善に関する様々な提案をいただいております。調査報告の業務も含め、今後も学校全般の業務改善を目指し、教職員の長時間労働削減に取り組んでまいります。

次に、教科書の採択の実状について申し上げます。

小・中学校で使用される教科書の採択につきましては、昭和 38 年に施行されました「義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律」等に基づき、教科書の採択は市町村教育委員会の選定により行われております。

採択に当たっては、県教育委員会が設定する採択地区ごとに、教育委員や保護者の代表等を委員とする採択地区協議会を設置します。本市は、大仙市・仙北市・美郷町の 2 市 1 町による大仙仙北地区協議会に所属し、教科書を選定しております。

県教育委員会では、採択の対象となる教科書について調査・研究をし、選定資料としてまとめたものを各市町村教育委員会に送付し、指導・助言・援助いたします。

大仙仙北地区協議会では、独自に調査研究会を設置し、県教育委員会の作成した資料等を活用して教科用図書の調査研究を行った上で、2 市 1 町の教育委員会に答申いたします。本市では、その答申を受け教育委員会で審議し、採択を決定し、その後、各校へ新しい教科書が配布されることになります。

次に、学校統合の指針についてであります。市教育委員会では、平成 19 年 3 月に学校づくりの指針となる「新しい時代の学校教育だいせんビジョン」を策定しており、

現在もこれに基づいて学校規模の適正化等を図っているところであります。

これまで西部の四つの地域の学校統合を行ってまいりましたが、これに当たっては、まず地元の学校統合への機運の高まりを踏まえ、地域住民・保護者の理解を最優先に進めてきております。

今後の学校統合につきましても、学校は地域のコミュニティの中心的役割も担っていることから、これまで同様、地域住民の要望や機運の高まりを踏まえ、そうした要望があった場合にアンケート調査等を実施して、地元の意向を確認しながら進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

【吉川教育長 降壇】

○副議長（高橋幸晴） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○副議長（高橋幸晴） はい、21番。

○21番（渡邊秀俊） 再質問いたします。

最初の業務改善云々委員会、昨年度設置したということですがけれども、昨年度の提言を今年度から現場に取り入れるかと、取り入れていることと思いますけれども、スピード感を持って取り入れていただきたいと思います。

それから、教科書に関しては、市町村というか大仙・美郷で審査しているということでしたけれども、県で審査した場合と大仙・美郷の場合、異なる教科書があるのかどうか、あるいはそのまま県の分を採用しているようなことはないのかどうか、これを確認したいと思います。

それから、学校統合に関しては、ずっと前に我々もいろいろなところを視察しましたが、複式学級に関して、複式学級でない学級との生徒の学力差は、残念ながらあるというのが、その視察先の教育長のほとんどの答弁でした。やっぱり複式学級と複式学級でない場合、教育長は、その学力差があると考えているのか、あるいは大仙市の場合、しっかりしているから、ないと考えているのか、そこら辺をお願いしたいと思います。

○副議長（高橋幸晴） 再質問に対する答弁を求めます。吉川教育長。

○教育長（吉川正一） 渡邊議員の再質問にお答え申し上げます。

まず最初に、教職員の多忙化解消についてでございます。

ご指摘のとおり教員の多忙化問題は、全国的な問題となっております。教育委員会と

しましても、先程述べましたとおり、昨年より業務改善推進連絡協議会を立ち上げております。これは全県でも早く立ち上げております。その中で部活動の活動時間をはじめ、会議や行事の精選、文書等の事務処理の効率化等について改善案を示してもらっており、この４月から進めているところでございます。

ただ、もう一つですね、やはり教員の数も多忙化にかかわっているんじゃないかなと、こういうふうに思っております。現在、一クラス４０人までとしておりますが、現実的に４０人の学級と、例えば２０人の学級ではですね、やっぱり担任のその事務量も大きく違うことから、教職員の定数改善についても、引き続き国に要望してまいりたいと思っております。

次に、教科書選定につきましてでございますが、まず、県で示す教科書の種類と、それから市町村等で選定する教科書は同じでございます。そして、県はあくまでも、それぞれの教科書の特徴を示した資料のみを配布します。各採択地域では、それも参考にしながら、独自に各教科に精通された先生方等を委員とする調査委員会を設けまして、しっかりと見ていただき、そしてそれぞれの特徴を改めてまとめていただきます。そして、それを採択協議会の方に提出されて、そこで審議され、採用していくということでございます。したがって、県で示したものをそのまま、県で採択とか、そういうことは一切ございません。

それから三つ目の統合再編計画についてでございますが、まず複式学級とですね、そうでない通常学級との学力の差でございますが、おかげさまで大仙市の場合は、そういったことは一切ございません。逆に高い状況もございます。

本市の児童生徒数は、現在５，３３２人で、６年後は約４，６００人になると予定されております。児童生徒数だけで考えますと、場合によっては、より広域にわたる統合も検討材料になるかもしれません。ただ、答弁でも述べましたように、学校再編の指針とも言える「だいせんビジョン」をもとにした現在進行中の地域もございます。したがって、その統合計画などが決まり次第、次の中長期的な再編計画の策定は必要と考えております。

以上です。

○副議長（高橋幸晴） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○副議長（高橋幸晴） ２１番。

○ 2 1 番（渡邊秀俊） 複式学級においても、そうでない学級においても、全く差異はないという言葉聞いて、本当にそうなのかなと思う反面、安心しました。これからもよろしくお願ひしたいと思います。

以上で次の質問に移りたいと思います。

○副議長（高橋幸晴） 次に、2 番の項目について質問を許します。

○ 2 1 番（渡邊秀俊） 先般に引き続き、空き家の対策について伺います。

先には、空き家の解体費用についてですけれども、解体後の土地、これによって代物弁済ができないか、あるいは代物弁済でどうにかしてもらえないかという質問でした。これについては、行政がよほど必要としておった土地でなければ、代物弁済で得た土地をあちこちに所有していてもどうにもならないという答弁でありましたし、もっともであります。

今回は、土地の利用価値がこれから高くなる、土地の値段が上昇するということは全く考えられないところに住む私どもが直面している実情を理解していただきたいと思います。

これは、更地にしても固定資産税が高くなる心配は全くしなくてもいい家屋、それから、空き家バンクに登録できるような状態とは、ほぼ言い難い家屋、人が住まなくなつて何年、何十年と経つ家屋、残念ながら税を滞納しているのを申し訳なく思いながら、どうにもできないでいる家屋、しかも近所に迷惑をかけているのを重々承知していても、経済的な面から手がつけられないでいる家屋や小屋、これが地域に住む人から、どうにかならないのか、どうにかしてほしいという声が段々大きくなっております。

解体費用は、業者サイドでは建坪2 万から2 万5 千円、平均的な家屋でも1 5 0 万円前後の費用を要し、市で定めた最大5 0 万円の補助金を充てても残額を支払う余裕がなく、荒れていく状態をただじっと眺めているというのが現場の実態です。

今、空き家の解消に向けて地域の住民から融資を集めてボランティアでやってもいいよと、そういう声があちこちで上がってきております。それでも重機の借り上げ、オペレーターの確保、それから廃棄に要する費用を考えると、補助金満額を、5 0 万円を充てても、とても賄いきれるとは考えられません。

市民税、所得税が非課税の世帯には、国保をはじめとする医療、教育、福祉の面で様々な減免制度が設けられておりますし、市では、がんばる集落応援事業ということで、自分たちの住むところを、集落の課題を自分たちで解消するということには、補助金

を要して手を差し伸べております。空き家の解消に向けて困っている家主の重荷を取り外し、自分たちの力を結集して居住環境を快適にするため頑張ろうという動きは、まさにがんばる集落でありますし、大事にしていかなければならないと思います。集落の会長、あるいは民生委員の方から要望があった場合、実情を吟味し、該当する場合には解体費用を拠出できるような制度、規則を構築し、対象となる人々の思いに応えるべきではないかと思います。これについて伺います。

○副議長（高橋幸晴） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の空き家対策についてお答え申し上げます。

大仙市では「空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、これまで3件の行政代執行による解体をはじめ、危険な空き家の所有者等に対して適正な管理や解体を求めるとともに、所有者等が解体を行う場合は、解体費の一部を助成できる仕組みを構築し、危険な空き家の早期解体の促進に努めてまいりました。

また、平成26年度には、空き家の解体において所有者等が円滑に資金調達を行えるよう、株式会社秋田銀行と「空き家解体ローン締結に関する覚書」を締結し、本市の補助金制度対象者が利用する場合、一般利用者よりも金利を優遇できる体制も整備いたしております。

その結果、平成23年度に1,415件あった空き家は、平成29年度末には1,090件まで減少しております。また、解体件数は、これまで495件の実績があり、うち補助金を活用した件数は78件となっており、一定の成果を得られているものと捉えております。

しかしながら、残っている空き家の中には、解体費の捻出が困難であったり、死亡した所有者等に相続人がいない、あるいはいたとしても、その相続人全てが相続放棄をし、所有者等が不在となっているなど、解体が進まないケースもあります。

このような案件につきましては、ケースごとに実情が違うことを踏まえ、所有者等や利害関係人からの相談に対し、丁寧に対応するよう努めておりますが、議員ご指摘のとおり、経済的な理由によって解体に着手することができない所有者等に対しては、所得や資産状況に応じた対策を講じることができるよう、現状の空き家解体補助制度の見直しについて検討してまいります。

議員からは、今年第1回定例会におきましても空き家対策についてのご質問をいただ

いており、その際の答弁では、空き家問題については解決に向けて多くの課題がありますが、様々な角度から解決に向けて取り組んでいくことが重要であり、引き続き新たな対策について調査・検討してまいりたい旨の答えをしておりました。

これまで多方面から空き家問題の解決策について検討を重ねてきたところでありましたが、今般、議員からご提案をいただいた自治会等を主体とした地域の自主的な取り組みによる空き家解体に対する市の支援策についても、先進地の事例を参考に協議を進めていたところでありました。

具体的には、岐阜県郡上市の「危険空き家解体撤去支援事業」における地元自治会等による空き家解体に対する支援を参考に検討してまいりました。この制度は、そのまま放置すると倒壊など著しく保安上危険な状態になる空き家について、その所有者が経済的な理由等で解体ができない場合、地元自治会等がその所有者の了解を得て自主的に解体を実施する経費について支援するもので、100万円を限度とし、対象経費全額を補助するものであります。

現在大仙市におきましては、危険空き家の所有者等が解体を行う場合、50万円を限度として対象経費の2分の1を支援する制度がありますが、この制度に加え、地域の方々がその地域の安全・安心のために自主的解体作業を行う経費に対し、一定の支援を行うことも今後の空き家問題解決のための新たな方策の一つになり得るものと考えられますので、こうした支援制度について整備してまいりたいと考えております。

【老松市長 降壇】

○副議長（高橋幸晴） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○副議長（高橋幸晴） 21番。

○21番（渡邊秀俊） 制度の制定に向けて、できるだけ早めにお願ひしたいと思いますが、その際にもう一点、相続関係で難儀しているところもあるわけですし、その相続は今の解体してもいいよという相手がしっかりするまでの分の相続を、できれば行政の方で、今の所有者はこの人であって、この人とこの人に相談しなければちょっと手をつけられませんよという場合、できれば一番情報を持っている行政の方でその手続をあわせてお願ひできないものかと思います。大概こういう場合は、相続放棄とまでは言いませんけれども、相続の手続をしない状態がほとんどでありますので、その点についても制度の中の一つに盛り込んでいただければと思います。

○副議長（高橋幸晴） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 渡邊秀俊議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、できるだけ早めに制度を整備してくださいということにつきましては、そのつもりで対応してまいりたいというふうに考えております。

ただ、先程答弁には申し上げませんでしたけれども、所有者等の中にも入るのかなと思っておりますが、所有者ができない場合、それから、土地と建物が所有者が違う場合で、建物の所有者ができなくても土地の所有者ができる場合、解体できる場合、もちろん建物の所有者の了解を得てということになります。そうしたいろんなパターンと言いますか形が考えられますので、それもあわせて今いろいろ検討させていただいているところであります。

それから、今ご指摘ありました相続の問題、これについては、やはり行政の方が詳しい情報を持つことになるというふうに思っておりますけれども、いずれ難しい課題だと思っています。なるべく空き家解体、空き家の問題解決のためになるような、そうした法的にももちろん許されるようなやり方で研究をしながら制度を整備してまいりたいというふうに考えます。

○副議長（高橋幸晴） 再々質問ありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○副議長（高橋幸晴） 次に、3番の項目について質問を許します。

○21番（渡邊秀俊） 続いて、老朽、不用になった施設、建物について伺います。

スクラップアンドビルドという言葉があります。老朽化し、非効率な施設、行政機構を廃止し、新しい施設、行政機関に置き換えることによって住民福祉の向上に努める。

先般、所属する委員会で視察した道の駅なかせんですけれども、せんべい工場が地元生産のトマトを主力した果汁生産工場に生まれ変わり、従業員が生き生きと働いている好ましい例もありますけれども、反面、人の気配がなくなり、段々と朽ちていく姿をさらしている公共建築物も見られるようになってきております。

先に公共施設等総合管理計画が樹立され、方向性が示されましたけれども、個人的にはスピード感のない、年数に余裕を持たせた問題先送りの感がある計画に感じられました。

何かに生まれ変わらせようとしても、傷みがひどくて、これはもう解体、壊すしかないと思われる建築物、ビルドの予算はついてもスクラップの予算はつかない、補助金も

ない、無い無い尽くしの中で老朽、不用になった公共建築物のこれからについて伺います。

○副議長（高橋幸晴） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の老朽、不用となった施設についてお答えを申し上げます。

市が保有する公共施設につきましては、人口減少等により年々厳しくなる財政状況の中で、全ての施設を維持していくことは困難なことから、平成29年3月に「大仙市公共施設等総合管理計画」を策定し、計画的に長寿命化や統廃合等を進めていくこととしております。

厳しさを増す財政状況の中、短期間で施設の整理をすることは困難なことから、30年間という長期にわたる計画としているものであります。

この計画においては、毎年度、利用状況や老朽化の度合い、施設に係るコスト状況などを検証し、利用率・稼働率が低い施設は優先的に方向性を見直すこととしており、計画によって廃止となる施設については、普通財産として貸付、譲渡などの有効活用を模索した上で解体という方向性にしていくこととしております。

議員ご指摘の不用となった施設の解体につきましては、建物の大きさによってその費用が高額になる場合があることから、他事業と調整を図りながら、同じ年度に集中しないよう順次進めているところであります。

現在見直しを進めております公共施設等総合管理計画における最新の数値では、普通財産施設が36施設、そのうち25施設が民間や地域団体等へ貸し付けをしており、それぞれ利活用されております。

残る11施設については、今年度において協和地域の旧稲沢会館を解体する予定としており、そのほか10施設については、平成31年度以降に解体予定としている施設のほか、その利活用について方針が未定となっている施設がありますので、今後、所管課や各支所などとも協議しながら、処分方法や実施時期など、その方向性について検討してまいります。

今後も計画により行政財産としての役目を終え、用途廃止される施設は増えてきます。施設の譲渡や貸付を模索しつつ、施設を解体する場合には一時的に多額の解体費用が必要となりますので、財政事情を考慮しながら、よりスピード感を持った対応をしてまいりたいと考えております。

【老松市長 降壇】

○副議長（高橋幸晴） 再質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○副議長（高橋幸晴） これにて２１番渡邊秀俊君の質問を終わります。

【２１番 渡邊秀俊議員 降壇】

○副議長（高橋幸晴） 次に、１１番佐藤文子さん。

（「はい、議長、１１番」と呼ぶ者あり）

○副議長（高橋幸晴） １１番。

【１１番 佐藤文子議員 登壇】

○副議長（高橋幸晴） はじめに、１番の項目について質問を許します。

○１１番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。質問者最後の質問をいたします。

それでは、通告に従い、早速質問に移らせていただきます。

まず最初に、介護予防・日常生活支援総合事業についてお尋ねいたします。

介護予防・日常生活支援総合事業が平成２９年４月から実施されております。要支援１と２の方が利用する、これまでの訪問介護と通所介護、デイサービスは、介護保険給付ではなく、市町村事業の対象となり、大仙市では地域包括支援センターが担当しておられるようであります。

この問題では、私は一般質問に数回取り上げて、要支援の方がこれまで受けていた介護予防サービス、訪問介護等、デイサービスであります。このサービスの内容が低下することのないように繰り返し述べてきたところであります。

平成２９年度の実績等を掲載いたしました平成３０年度版大仙市の福祉と広域介護保険事業計画などから要支援者へのサービスがどうなっているものなのか、私なりに見てみたところ、少し問題もあるようです。

そこで、まず大仙市の福祉では、保険給付３月分月報、これを見ますと、要支援者が利用した訪問介護と通所介護は、平成２８年度の場合には、訪問介護が２６２件、月報でありますので数がこのようになっております。通所介護、デイサービスは４７１件となっており、一方、平成２９年度の場合は、訪問介護が３４件、通所介護が６６件となっております。ほとんどの要支援者への訪問介護と通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業に移行したことによる減少と言えます。

総合事業に移行した要支援者は、総合事業の中の介護予防・日常生活支援事業におい

て、同じような名前に聞こえますが、若干違うわけでありませうけれども、介護予防・日常生活支援事業において、現行相当のサービスと緩和した基準によるサービスを利用することになりますけれども、市が行っている緩和した基準による訪問型サービスA単独型、いわゆるホームヘルパーなどが利用者などと共同で家事の援助を行うサービスであります、これを利用した方は平成29年度28人で、延べ利用回数90回となっております。

また、緩和した基準による通所型サービスA単独型、ちょっと難しいあれですけれども、いわゆる高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資するための事業というふうなことで基準を緩和した内容でのデイサービスのようであります。これを利用した方は327人で、延べ利用回数が976回となっております。

保険給付でサービスを利用している方と介護予防・生活支援事業を既に利用しているこれらの方を除いた要支援者が、保険給付となる現行相当のサービスをしっかり受けているのだろうかというところが疑問なわけであります。

平成29年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算第3号によりますと、介護予防・生活支援サービス事業のうち、給付見込みである負担金補助金及び交付金においては、当初予算額を23パーセント減額する補正を行っております。

ホームヘルパーによる訪問介護と、また、デイサービスは、在宅で暮らす要支援者にとっての最も多く希望するサービスでありましたが、短時間利用のデイサービスや家事援助にシフトした訪問介護、さらには一般介護予防事業への移行など、これまで要支援者が利用していたサービスが大きく変わったわけでありませうけれども、住みなれた地域で安心して暮らせる環境づくりを標榜するものの、その受け皿は遅々として進んでいないようにも見えます。

そこで伺います。1点目は、要支援者へのサービスの利用状況について、現状を具体的にお知らせ願いたいと思います。また、それが総合事業実施前と比較してどうなのか、お知らせいただきたいと思います。

二つ目には、市の実施する介護予防・生活支援サービス事業の受入体制、受け皿ですが、その後どの程度進んだものか、変化が見られないとすれば、その原因と対策について見解を伺います。

以上です。

○副議長（高橋幸晴） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の一つ目の発言通告、介護予防・日常生活支援総合事業に関する質問につきましては、健康福祉部長から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（高橋幸晴） 加藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（加藤 実） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の介護予防・日常生活支援総合事業についてであります。はじめに、要支援者へのサービス利用状況につきましては、65歳以上の方を対象に、平成29年4月から本事業を開始しております。市が行う介護予防の取り組みとして、これまでの要支援に認定された方に加え、生活機能の低下が見られた方も利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、さらに65歳以上であれば全ての方が利用できる「一般介護予防事業」として対象者を拡充しております。

このうち介護予防・生活支援サービス事業は、「訪問型」と「通所型」を利用することができますが、事業実施前に相当するサービスを選択することも可能であります。

一方、要支援認定者のうち、比較的支援の必要性が軽度の方にとっては、自己負担が少額で受けられる緩和した基準による「訪問型サービスA単独型」と「通所型サービスA単独型」を選択することもできます。

このように利用者にとっては、選択肢が広がったきめ細かな事業として改善されたものと認識しております。市では、このサービスが適切に提供できるよう、介護予防ケアマネジメントを実施し、できるだけ自立した生活が送れるようサポートしているところであります。

平成30年3月の実績は、「訪問型サービスA」は33件、「通所型サービスA」は113件であり、実施前相当の「訪問型サービス」は239件、「通所型サービス」は499件となっており、総合事業実施前の平成29年3月実績の訪問介護262件と比較すると10件の増、通所介護471件と比較すると141件の増となっております。

また、総合事業実施から1年を経過した利用状況から要介護認定において要支援と認定されていた方は、それまでどおりの実施前相当のサービスを利用する方が多く、生活機能の低下が認められた新規の方は、「訪問型サービスA」と「通所型サービスA」を利用する傾向にあります。以前は、要支援1または2でなければ介護予防給付として訪問介護及び通所介護サービスを利用することができなかった制度が、新たな総合事業によって対象者が拡大され、利用者も増加しております。したがって、実施前と比較

して要支援者へのサービスは低下しておりませんし、要介護に至らない元気な高齢者を増やす体制づくりが図られているものと考えております。

次に、介護予防・生活支援サービスを受け入れる事業所の体制につきましては、広域市町村圏組合の指定を受けて圏域内全域でサービスを提供できる事業者指定制と、大仙市が独自の基準を設けて、市からの委託により市内でサービスを提供できる体制の２種類に分類されます。

この大仙市が委託している事業のうち、訪問支援員の資格基準を緩和した「訪問型サービスＡ」につきましては、日常生活における掃除、洗濯、調理、買い物など、簡易な生活支援を行うことから「エプロンサービス」として周知しております。この事業には、当初、大仙市シルバー人材センターのみでの実施でありましたが、今年６月にＪＡ秋田おばこが参入し、現在二つの事業所へ委託しております。

６月末の利用登録は、シルバー人材センターが１９人、ＪＡ秋田おばこが２人となっております。

また、「通所型サービスＡ」については、人員等を緩和した基準で行う事業で、実施当初から県南ふくし会へ委託しており、９２名が利用登録しておりますが、現在も１事業所のままであります。

総合事業への参入については、そもそも介護福祉士等の資格がなくても、数日の研修を受ければサービスの提供が可能となる事業として、新規参入者の拡大と地域のＮＰＯやボランティア活動を促進する目的もあります。そのため、利用単価も低く抑えており、利用者にとっては従来より少ない負担額でサービスを受けられるメリットがあるものの、これまで有資格者がサービスを実施してきました既存の事業所にとっては、経営が成り立たないといった理由から参入を見合わせている事業所も多いと思われます。今後につきましては、要支援認定者に加えて、生活機能の低下を認められた事業対象者が年々増加すると予測されます。こうしたニーズの高まりを捉え、特に大曲地域以外の事業所の参入がないことから、広域市町村圏組合と連携しながら、事業所を訪問するなど事業参入していただけるよう働きかけてまいります。

○副議長（高橋幸晴） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○副議長（高橋幸晴） １１番。

○１１番（佐藤文子） 要支援者に対するサービスは低下していないというふうなご答弁

でありましたので、これについては今後また研究、私なりにしていきたいと思います。

一つ伺いたいのは、既存の事業所が利用単価等、安いために、利用者にとっては非常にいいあれなんですけれども、事業所への報酬の減少とかそういうふうな関係から、参入者はいまだまだ1事業所だというふうなことでありますが、一般介護予防も含めて、これらを利用できるシステムというふうなことでは、需要は今後さらに広がるというふうに考えておられるのかどうかというふうなこと、そして、実施1年半経ちますけれども、まだ事業所が1カ所にまず決まっていると、1カ所から進んでいないという、この実情が今後の需要に対応できる体制がしっかりとれるのかどうか、その見通しについてもう一度お答えいただければというふうに思います。

○副議長（高橋幸晴） 再質問に対する答弁を求めます。加藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（加藤 実） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げます。

参入する事業所がまだ1事業所のままであるということで先程ご答弁させていただきましたが、今後、高齢者が増えるということもありまして、先程は利用対象者が増加すると、予測するという言葉使いでご答弁させていただきました。

今後、人口推計、それから人口構造、団塊の世代の高齢化というような部分もありますので、これからきちんとした数値を推計いたしまして、そういった場面でまたお示したいと考えてございます。

事業所の参入につきましては、介護保険事務所、そういったところと連携を深めて参入のお願いに訪問したいということでもありますけれども、現在、県南ふくし会、大曲地域でありますので、大仙市いろいろ範囲広いことでもあります。そうした各地域をカバーできるような体制をできるように、これからも強力に訪問してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（高橋幸晴） 再々質問ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（高橋幸晴） 11番。

○11番（佐藤文子） 参入事業所を求めていくという答弁は、これまでの質問の中でもお答えいただいた内容だと思います。非常に努力する、しているというふうなことはわかりますけれども、実際の事業所は、この事業を進めるに当たっての報酬、単価が非常に安いというふうなことで、人材を確保することが難しい、経営に非常に支障を来す、

これがもう全国で起こっている問題であるわけです。1年半になってもこの実情があるというふうなことでは、この制度そのものに大きなやっぱり根本的な問題も抱えていると。それは何なのかと言え、こうした訪問型A、あるいは通所型A、こういう事業とこのを実施するものに対しての、やっぱり国の単価、もともとがこうした総合事業を取り入れたというその背景には、いかにこの介護費用を削減するかというところにあったわけですので、この安上がりの介護というふうな、一言で言えばそういうふうなところに結びつく問題があったわけですが、いずれにしてもこれらを始めた以上は、需要者もこれから伸びる可能性があるというふうなことで、市としては必要なサービス、受けたサービス、これをしっかり提供できる体制を整えていかなければならない。そのためには、受け皿となる事業所がしっかり運営、経営が成り立つものにしていかなければならない。それは、市が単独でそれに補填をするというふうな構えも、もちろん必要だと私は思いますけれども、何よりも、これからこの介護予防・日常生活支援総合事業というふうなものを推進するに当たっての国からのこうした報酬単価を増やすこと、補助金を増やすこと、こういったところにも少し市として国に働きかける、こういうことの立場をもって進めていただきたいものだというふうなことを申し上げたいと思います。これについては以上です。答弁は、考え方としてお答えできるのであれば、市長の方から。

○副議長（高橋幸晴） 再々質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤議員の再々質問にお答え申し上げたいと思います。

今、制度として問題があるのではないかというご指摘であります。事業所の関係、今まで努力してきたにもかかわらず、まだ1事業所ということでありまして、片方の方は2事業所ということでありまして。いろいろ実際、事業所のまたいろいろな課題をですね、考え方も確認させていただきながら、本当にこの制度に問題があるというような場合には、当然市長会を通じて国に対して要望してまいりたいというふうに考えております。これまでも介護保険制度そのものの、何と言いますか国の負担、国の財政負担をもう少し多くしていただきたいというようなことでは要望し続けてきているわけでありまして、それとあわせてこうした問題についても要望が必要な際には、もちろんしっかりと要望してまいりたいというふうに思います。

○副議長（高橋幸晴） 申し上げます。ただいま一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。本会議は11時5分より再開いたします。

午前 10 時 55 分 休 憩

午前 11 時 05 分 再 開

○副議長（高橋幸晴） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2 番の項目について質問を許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○副議長（高橋幸晴） 11 番。

○11 番（佐藤文子） 質問の 2 番目に、大仙市地域交通対策の充実について質問させていただきます。

地域交通対策は、平成 18 年に国の道路交通法改正が行われましたが、これによって地方自治体が主体となる地域公共交通システム構築の促進が叫ばれ、急速に進んできたと言えると思います。

次々と路線バスが廃止となる中、コミュニティバス、循環バス、乗合タクシー、市民バスなど、市内 8 地域で運行され、交通弱者対策として、また、市民生活の利便性向上として、さらにはタクシー料金の負担軽減として通院や買い物、高齢者の外出支援に大きな役割を果たしてきております。

本来なら、生活に欠かせない地域公共交通は、国と地方公共団体、事業者等の責任と共同で維持すべきであり、そのための財源保障がしっかり求められるところでありますが、国の予算を見ますと、過疎地域対象の持続可能な地域公共交通ネットワーク、この予算が全国で約 210 億円と大変貧弱なものでありまして、当市の地域公共交通対策事業費に対する県の補助金も年々減少してきているのが実態です。

こうした中で運行を増やし、コースの改善を図り、停留所や運行時刻の見直しなど、地域要望に応えながら利便性向上を図る努力をされていることに敬意を表するものであります。

さて、地域交通対策については、平成 29 年度市民による個別事業評価の結果報告書や 6 月実施の市政懇談会、また、電話でそれぞれ要望や意見が寄せられております。その中から、車を運転しない方ならどなたでも通院、買い物、各種施設やイベントに気軽に出掛けられる地域交通の充実を求めてもらいたいものだというふうな立場から幾つか提案したいと思います。

まず、市民による個別事業報告書では、乗合タクシーを利用したことがないその理由や多くの方に乗合タクシーを利用していただくための最も必要なことを求めています。これに回答した561人中21人の方が「自宅の近くにないから」と答えており、また、215人は「自宅まで迎えに来てくれること」と答えています。特に70代、80代においては、117人中69人が「自宅に迎えに来てほしい」というふうに答えています。

また、市政懇談会では、急速に人口が増えている大曲駅東口周辺において、はびねす大仙を含む循環バスの運行を強く望んでおられたことや、太田地域においては、バス停まで行けない場合があり、歩いてバス停に行けないなどの意見が出されています。

さらに、電話によると、大曲戸巻町の方からですが、老夫婦で暮らしているが、月数回の通院にタクシーを利用せざるを得ないが、暮らしが大変なのでタクシー助成できないかというものであります。

市では、6月に地域公共交通が少子高齢化や人口減少のもとで利用者増は見込めないことや市民評価で要望度は高いが満足度は低いとしていることから、市民の利用しやすさと暮らしやすさを起点とした交通体系の再構築に取り組む方針であるということを発表いたしました。これらに是非とも寄せられた意見・要望、最大限反映していただきたいものであります。

そこで提案いたします。

一つ目には、循環バスについて、運行コースの拡充として要望が強く出されている大曲駅東地区とあわせ、高齢化の進んでいる丸子町内を通る運行コースを設けていただけないものかと思います。

二つ目には、乗合タクシーについては、運行コースを増やして、きめ細かな停留所の設置、バスなどとのスムーズな乗り継ぎを確立していただきたいこと。

三つ目には、それでもなお空白の町内や、また、停留所から遠い、道のり300メートル程度の方は遠いと言えらると思います。こういう方々で高齢者世帯で75歳以上の方に、タクシー利用助成券を発行する、こうした経済的支援というふうな立場からの検討も是非ともお願いしたいと思います。

以上、見解を求めます。

○副議長（高橋幸晴） 2番の項目に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 質問の大仙市地域交通対策の充実についてお答えを申し上げます。

はじめに、大仙市循環バスにつきましては、高齢者をはじめとする交通弱者の皆様や住民の「生活の足」として利用していただくとともに、街中への人の流れを生み、中心市街地の賑わいを創出することを目的にスタートした事業でございます。

利用される方の利便性を考慮いたしまして、1周9.7キロメートル、約40分で中心市街地を運行しているものであります。

議員ご質問のとおり、大曲の駅東地区につきましては、近年開発が進み、医療の施設や商業施設が建設され、新興住宅街となっております。公共交通に対するニーズが高まっているものと認識をしております。

今後、大曲駅東地区の循環バスの運行につきましては、地域住民のニーズ調査を進めるとともに、既存交通網への影響等にも配慮しつつ、実施に向けて検討を進めてまいりたいと思います。

なお、丸子町内につきましては、市のコミュニティバスや路線バスが運行されておりますが、議員ご指摘の高齢化による交通手段をお持ちでない市民の方々への対応について、これは丸子町を含め調査研究をしてまいりたいと思います。

次に、乗合タクシーにつきましては、現在、市内の全地域で30路線を運行しております。交通空白地域の解消を目的として、路線、運行時刻、停留所を定め、予約制により運行する市民の重要な足の一つとなっております。

また、乗合タクシーは、路線バスの廃止による代替交通として新たに整備する場合も多く、利用者の皆様のご意見を伺いながら随時見直しを行い、乗降所の追加や乗降区域の拡大、運行時刻の見直しなどを行っております。

しかしながら、議員ご指摘の点も含め、今後も継続して路線や時刻などの運行に関する地域の要望を伺うとともに、より利用しやすい制度となるよう改善を図ってまいります。

次に、交通空白地域における高齢者世帯に対するタクシー利用の助成券の発行につきましては、現在、障がい者や運転免許返納者に対する利用助成は実施しているものの、高齢者のみを対象とした制度はなく、また一方では、停留所まで行けない高齢者の方も増加していることもありますので、高齢者支援策の一つとして関係部署と協議を進めてまいります。

市では、少子高齢化や人口減少といった諸課題と市民評価における地域公共交通対策

の要望度の高さを踏まえ、平成30年度から3カ年を目途に、市民の利用しやすさと暮らしやすさを重視した交通体系の再構築を図ることとしております。

本年は、市民の皆様の声を広く聞くことを目的に、広報紙を活用したアンケートを実施しており、これまで寄せられたご意見・ご要望を反映させてまいります。

なお、地域の公共交通のあり方を審議する国や県、地域の交通事業者や利用者の皆様からなる大仙市地域公共交通活性化再生協議会に随時諮りながら、急速に進む高齢化社会に対応できるよう、広く市民の皆様の声に耳を傾け、市民の皆様の目線に立った利用しやすい公共交通の実現に努めてまいります。

以上であります。

【佐藤副市長 降壇】

○副議長（高橋幸晴） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○副議長（高橋幸晴） 11番。

○11番（佐藤文子） 3項目とも非常に前向きな答弁であったというふうに捉えました。

一つ、3番目に関して、この高齢者支援策としての関係部署と協議を進めてまいりたいというふうなことでありましたが、この乗合タクシーなどがどんどん進むというふうなことになるしまして、いわゆるタクシー会社が今抱えているこの問題というふうなものも、非常に職員の確保が非常に難しくなっているというふうな現状も聞きます。そしてまた、タクシーの、そういうものでかなり既存のタクシーを利用される方が非常に少なくなれば、これはまず競合するとか、業者さんの営業にも影響するというふうな問題があります。そういうふうな意味で、タクシー業者さんの事業、営業に大きな影響を与えないような方面からの方策としてこの三つ目、公共交通の停留所に遠いところからの人というふうなこと、それから、アンケートにもあった自宅に迎えに来てほしいというふうな、そういうふうなことから大いにこのタクシー利用券というふうなものが効果を果たすのではないかというふうな思いから質問をさせていただきました。是非ともこれについては、具体的に協議されるだろうというふうに期待しておりますので、是非よろしく願いいたします。これについて答弁はいりません。

以上です。

○副議長（高橋幸晴） これにて11番佐藤文子さんの質問を終わります。

【11番 佐藤文子議員 降壇】

○副議長（高橋幸晴） 次に、日程第２、議案の訂正についてを議題といたします。

市長から発言の申し出がありますので、これを許可します。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 議案の訂正につきまして、ご説明申し上げます。

今次定例会に上程いたしました議案第８９号の大仙美郷環境事業組合の解散に伴う財産処分につきまして、議案の内容に誤りがありましたので、議案を訂正させていただきたいと存じます。

訂正内容につきましては、この後、市民部長から説明させていただきます。

議案の誤りにつきまして、お詫び申し上げますとともに、議案の訂正につきましてご承認賜りますようお願いを申し上げます。

【老松市長 降壇】

○副議長（高橋幸晴） 次に、訂正理由の説明を求めます。佐川市民部長。

【佐川市民部長 登壇】

○市民部長（佐川浩資） 今次定例会に上程いたしました議案第８９号、大仙美郷環境事業組合の解散に伴う財産処分についての別表１の訂正内容につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の資料ナンバー５の５ページ、Ａ３判の正誤表をご覧ください。

右側の訂正後の表の太文字網掛けで表示している箇所が訂正させていただいたものでございます。

はじめに、有形固定資産の「１．土地」につきましては、住所表示に字名の誤りと大仙美郷環境事業組合から提出いただいたデータの面積に誤りがあったものでございます。

次に、「２．建物」につきましては、洗車機置場の計上漏れがあったことと、同じく環境事業組合からの提出いただいたデータの面積に誤りがあったものでございます。

さらに、「５．車両」につきましては、ローダー１台の計上漏れがございました。

さらに、組合債につきましては、平成３０年度末の未償還元金を計上するものでございますが、秋田県からの借り入れ未償還元金に当該償還利子も含め計上していたものでございます。

以上、議案第８９号の訂正につきましてご説明申し上げましたが、十分なチェックを行わずに訂正にいたしましたことをお詫び申し上げますとともに、何とぞご理解の上、

ご承認賜りますようお願い申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

【佐川市民部長 降壇】

○副議長（高橋幸晴） お諮りします。議案第 89 号、大仙美郷環境事業組合の解散に伴う財産処分については、議案の訂正を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（高橋幸晴） ご異議なしと認めます。よって、議案の訂正については、これを承認することに決しました。

○副議長（高橋幸晴） 次に、日程第 3、議案第 83 号から日程第 15、議案第 95 号までの 13 件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（高橋幸晴） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 83 号から議案第 95 号までの 13 件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○副議長（高橋幸晴） 次に、日程第 16、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。平成 29 年度大仙市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の承認審査を行うに当たり、お手元に配付しております決算特別委員会選任一覧表（案）のとおり、26 名の委員で構成する決算特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（高橋幸晴） ご異議なしと認めます。よって、26 名で構成する決算特別委員会を設置することに決しました。

○副議長（高橋幸晴） 次に、日程第 17、決算特別委員会委員長、副委員長の選任についてを議題といたします。

お諮りします。先程設置されました決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任につ

きましては、副議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高橋幸晴) 異議なしと認めます。よって、副議長によって指名することに決しました。

決算特別委員会委員長に27番橋村誠君、同副委員長に14番後藤健君を指名いたします。

お諮りします。ただいま副議長において指名いたしました27番橋村誠君を決算特別委員会委員長に、14番後藤健君を同副委員長に選任することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高橋幸晴) ご異議なしと認めます。よって、27番橋村誠君を決算特別委員会委員長に、14番後藤健君を同副委員長に選任することに決しました。

○副議長(高橋幸晴) 次に、日程第18、議案第96号から日程第38、議案第116号までの21件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。通告はありません。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高橋幸晴) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第96号から議案第113号までの18件は決算特別委員会に、議案第114号は教育福祉常任委員会に、議案第115号及び議案第116号の2件は建設水道常任委員会に、議案付託表のとおり、それぞれ付託いたします。

○副議長(高橋幸晴) 次に、日程第39、請願第8号を議題といたします。

本件は、お手元に配付の請願文書表のとおり、企画産業常任委員会に付託いたします。

○副議長(高橋幸晴) 次に、日程第40、陳情第9号から日程第43、陳情第12号までの4件を一括して議題といたします。

本4件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○副議長（高橋幸晴） お諮りします。各常任委員会審査のため、９月８日から９月１７日まで１０日間、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（高橋幸晴） ご異議なしと認めます。よって、９月８日から９月１７日まで１０日間、休会することに決しました。

○副議長（高橋幸晴） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来たる９月１８日、本会議第４日を定刻に開議いたします。

ご苦労様でした。

午前１１時２７分 散 会